

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成25年11月21日(2013.11.21)

【公表番号】特表2013-509541(P2013-509541A)

【公表日】平成25年3月14日(2013.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2013-013

【出願番号】特願2012-535623(P2012-535623)

【国際特許分類】

F 15 B 15/18 (2006.01)

F 16 D 29/00 (2006.01)

F 16 H 25/20 (2006.01)

【F I】

F 15 B 15/18

F 16 D 29/00

F 16 H 25/20 D

F 16 H 25/20 B

F 16 H 25/20 E

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月4日(2013.10.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ケーシング(15)と、該ケーシング(15)内に軸線方向に可動であって、圧力媒体によって満たされた圧力室(42)を加圧するピストン(41)とを有するマスタシリンダ(40)を備え、スリーブ(34)、ギアスピンドル(19)及び前記スリーブ(34)と前記ギアスピンドル(19)との間を転動する遊星転動体(35)を有する、回動駆動を軸線方向運動に変換する遊星転がり伝動装置(33)を備え、かつ、ケーシング固定式に結合されたステータ(17)及び該ステータ(17)に対して回動可能なロータ(25)を有する、前記遊星転がり伝動装置(33)を駆動する電気モータ(2)を備えた流体静力学アクチュエータ(1)において、

前記圧力室(42)は環状に形成されており、前記遊星転がり伝動装置(33)は、前記圧力室(42)の半径方向内側に配置されていることを特徴とする、流体静力学アクチュエータ。

【請求項2】

前記電気モータ(2)及び前記遊星転がり伝動装置(33)は、互いに軸線方向に離間されて同軸的に配置されていることを特徴とする、請求項1記載の流体静力学アクチュエータ。

【請求項3】

前記マスタシリンダ(40)のケーシング(15)と前記電気モータ(2)のケーシング(14)とは、一体に形成されていることを特徴とする、請求項1又は2記載の流体静力学アクチュエータ。

【請求項4】

前記圧力室(42)の半径方向外側に、前記圧力媒体のためのリザーバ(49)が設かれていることを特徴とする、請求項1から3までのいずれか一項記載の流体静力学アク

チュエータ。

【請求項 5】

前記スリーブ(34)は相対回動不能にかつ軸線方向に移動可能に取り付けられており、前記ピストン(41)は前記スリーブ(34)によって軸線方向に移動することを特徴とする、請求項1から4までのいずれか一項記載の流体静力学アクチュエータ。

【請求項 6】

前記流体静力学アクチュエータ(1)に、前記ギアスピンドル(19)の少なくとも一回の回動運動を検出するセンサ装置(54)が設けられていることを特徴とする、請求項1から5までのいずれか一項記載の流体静力学アクチュエータ。

【請求項 7】

前記センサ装置(54)は前記ピストン(41)の軸線方向ストロークを検知することを特徴とする、請求項6記載の流体静力学アクチュエータ。

【請求項 8】

前記センサ装置(54)は前記圧力室(42)における圧力を検知することを特徴とする、請求項6又は7記載の流体静力学アクチュエータ。

【請求項 9】

前記マスタシリンダ(40)とは反対の、前記電気モータ(2)のケーシング(14)の側に、前置電子機器(55)が設けられていることを特徴とする、請求項6から8までのいずれか一項記載の流体静力学アクチュエータ。

【請求項 10】

前記前置電子機器(55)のプリント基板(56)に、前記流体静力学アクチュエータ(1)の運転データを検知するために、少なくとも1つのセンサが配置されていることを特徴とする、請求項9記載の流体静力学アクチュエータ。